

## 美里町マスコット ミムリン使用取扱い要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、美里町のマスコット「ミムリン」(以下「キャラクター」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (使用できる者)

第2条 何人もキャラクターを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するとき。
- (6) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に関するとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長がその使用について不相当であると認めるとき。

### (使用申請)

第3条 営業を目的としてキャラクターを使用する場合には、美里町マスコットキャラクター使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、町長に提出し、承認を受けなければならない。

### (使用承認)

第4条 町長は、前条の申請について適当と認めるときは、美里町マスコットキャラクター使用承認書(様式第2号)を通知するものとする。ただし、第2条のいずれかに該当する場合は、美里町マスコットキャラクター使用不承認書(様式第3号)を通知するものとする。

### (使用上の遵守事項)

第5条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用するデザインは、ミムリンデザイン集に定めたものとする。
- (2) 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など応用使用はしないこと。ただし、町長が認めた場合は、この限りではない。
- (3) デザインに「美里町マスコット ミムリン」との表記を付すこと。ただし、スペース等の関係で難しい場合は、「美里MS ミムリン」の表記をもって代えることができる。なお町長が認めた場合はこの限りではない。

2 マスコットの使用承認を受けた者は、前項の事項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。

(2) 完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難である場合については、その形状のわかる写真の提出をもって、物件の提出に代えることができる。

(違反等に対する取扱い)

第6条 キャラクターを使用している者(使用承認を受けた者を除く。)が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、町長はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等(以下「請求等」という。)を行う。その場合、使用者はただちに、その請求等に従わなければならない。

2 キャラクターの使用承認を受けた者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、その承認を取り消す。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。

(庶務)

第7条 キャラクターの取扱いに関する庶務は、広聴広報を担当する部署において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

美里町マスコットキャラクター使用承認申請書

年 月 日

(あて先)美里町長

住 所.....

氏 名

(名称及び代表者名).....

電 話.....

次のとおり、美里町のマスコットキャラクターを使用したいので申請します。

使用の詳細	目 的	
	方 法	
	期間等	年 月 日 ~ 年 月 日
連絡責任者	(フリガナ) 名 前	
	連 絡 先	TEL ( ) FAX ( )
添 付 書 類	1 キャラクターの用途がわかるもの 2 その他	

様式第2号（第4条関係）

美里町マスコットキャラクター使用承認書

平成 年 月 日

様

美里町長 原 田 信 次

平成 年 月 日付けで申請のありましたキャラクターの使用について、次のとおり承認します。

使 用 目 的	
承 認 番 号	第 号

様式第3（第4条関係）

美里町マスコットキャラクター使用不承認書

年 月 日

様

美里町長 原 田 信 次

年 月 日付けで申請のありましたキャラクターの使用については、次のとおり不承認となります。

不承認根拠	美里町マスコットキャラクター使用取扱い要綱 第2条 号に該当
不承認理由	